

(3 - 1 - (2) ウ 1 流通促進・消費等拡大対策事業のうち特定水産物供給平準化事業)
別記様式第 1 号

令和 年度調整保管 (特定水産物供給平準化事業) 要望書

番 号
令和 年 月 日

事業実施者

殿

住 所
名称及び代表者氏名

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について (平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知) 第 3 の 3 - 1 - (2) ウ の 1 の (2) の ウ の (ア) の規定に基づき、下記のとおり調整保管を要望する。

記

1 水産物について

(1) 魚種名

(2) 調整保管数量

(3) その他 (保管形態、品質、サイズ等)

2 販売について

(1) 販売希望月及び希望月別数量

(2) その他

(記載上の注意)

1. 調整保管要望書とは

(1) 以下に記載した事業実施者が実施する特定水産物供給平準化事業(水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者等の求める時期に提供)を活用し、水産物の提供を受けたい水産加工業者等の方々は、この要望書を事業実施者に提出してください。

(2) この要望書を参考に事業実施者は対象水産物を調達しますが、調達は今後の水揚げの動向等によるため、要望書に記載された調整保管数量、販売希望月等を確認するものではありません。

2. 事業実施者及び対象水産物は、水産庁長官より次表のとおり通知されています。

事業実施者	対象水産物等	
	対象水産物	助成対象経費等
全国漁業協同組合連合会 北海道漁業協同組合連合会 全国水産加工業協同組合連合会 日本遠洋旋網漁業協同組合 山陰旋網漁業協同組合 日本かつお・まぐろ漁業協同組合	・食用・加工向けのさば、 さんま、いわし、あじ、 かつお類	・買取代金、保管料、入出庫 料及び加工料の金利(定 額) ・保管料・入出庫料・加工料 (1/2)
ただし事業実施主体が必要と認 める場合には、水産庁長官の承認 を得て新たに事業実施者を追加 することができるものとする。	・漁業用餌料向けのさば、 さんま、いわし、あじ、 かつお類	・買取代金、保管料、入出庫 料及び加工料の金利(定 額)
	・乾のり	・買取代金、保管料、入出庫 料及び火入料の金利(定 額)
	・さけ	・買取代金、保管料、入出庫 料及び加工料の金利(定 額)
	ただし、加工原料の需給 状況、水産物の消費の動 向その他の事業により 必要のある場合には、水 産庁長官は以下の基準 を考慮の上、新たに対象 水産物を追加すること ができるものとする。	

3. 記載方法等については、事業実施者にお問い合わせ願います。

4. 当該要望書の提出を受け、事業実施者から追加の資料要求が行われる場合があります。